|  |  |
| --- | --- |
| ○年○月○日認定 | ○○町長○○○○ |

○○広域協定書

（目的）

第１条　この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年４月１日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動 並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　この協定は、○○○○広域協定と称する。

（協定の対象となる区域、農用地及び施設）

第３条　この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

（協定の締結）

第４条　この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第４条の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

第４条　この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

協定の有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、○○市長の認定のあった日から令和○年○月○日までとする。

（活動及び事業）

第６条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動（作業前の危険箇所の確認・共有など）に努めるものとする。

（１）農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動（農地維持支払交付金に係る活動）

（２）地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払交付金に係る活動）

（３）施設の軽微な補修のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（４）農村環境の保全のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（５）多面的機能の増進を図る活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（６）水路・農道等の施設の長寿命化のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

（７）その他の事業

　①農地の区画拡大・汎用化等を図る事業

　②○○○○を図る事業

２　前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

|  |
| --- |
| 農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第７条の規定を追加して下さい。  （基礎的な保全活動の実施）  第７条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第１－３号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」のⅠの２に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙１のⅡの３の（１）の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。  なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙１のⅡの３の（１）の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙１のⅡの３の（２）の１）の機能診断・計画策定」に置き換えて下さい。 |

（協定参加集落及び団体の役割）

第７条　　協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 集落・団体等 | 役　　割 |
| ○○集落 | ・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。  ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。  ・施設の軽微な補修のための活動の実施。  ・農村環境の保全活動の実施。  ・多面的機能の増進を図る活動の実施。  ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。  ・○○○○  （畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。） |
| ○○集落 |
| ○○集落 |
| ○○集落 |
| ○○土地改良区 | ・協定の事務局として全体の調整を図る。  ・参加集落及び団体と連携して○○地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。  ・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。  ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。  ・○○○○○○ |
| ○○○団体 | ・○○○○○○ |
| ○○○  （農業経営体） | ・○○○○○○  （注）地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。 |

２　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

（協定参加集落及び団体間の協力）

第８条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第１条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

２　協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第９条に定める運営委員会に報告するものとする。

３　前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。

４　活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

（運営委員会）

第９条　この協定の運営に関する事項を処理するために、○○地域広域協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。

３　委員会に次の役員を置く。

　　会長　 　１名

　　副会長　１名

　　会計　　 １名

　　監査役　１名

４　役員は、委員の互選により選出する。

５　会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

６　副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

７　会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

８　監査役は委員会の会計の監査を行う。

９　この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

（工事の施行に関する条件）

第10条　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

２　市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市の指示を受けるものとする。

３　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第２項、第３中の「市」を「市又は土地改良区」に置き換えて下さい。

２　市が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ市又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市又は土地改良区の指示を受けるものとする。

３　協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市又は土地改良区にその旨を報告するものとする。

（協定内容の変更及び廃止）

第11条　この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

第11条　この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書２通を作成し、その１通を○○市長に提出し、他の１通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

（注）集落の構成員（個人）及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。。

附則　上記協定の締結を証するため、本書２通を作成し、その１通を○○市長に提出し、他の１通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の代表が保管する。